

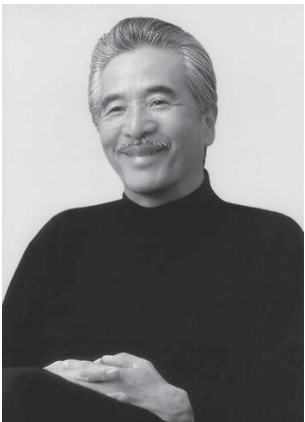
(3) 補足給付の激変緩和措置基準
 地方税法上の住民税に係る高齢者の非課税措置廃止（税制改正）による経過措置対象者と、その同一世帯に属する被保険者（経過措置対象者以外の課税者がいないこと）の人で、次の2つの基準を満たすこと。
 ①本年度税制改正がなかったとした場合に、利用者負担第1段階（生活保護受給者、住民税非課税で高齢福祉年金受給者）、第2段階（住民税非課税で課税年金収入と合計所得の合計額が80万円以下）に判定される人。
 ②税制改正を受けて本年度の利用者負担段階が4段階（課税世帯に属する人）と判定された人。
 ※上記の判定については、介護保険課まで問い合わせください。

基準や要件を満たし、【1】社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、【2】介護保険負担限度額（補足給付）認定制度の制度利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」、「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。

- 【申請開始】 6月16日（金）～
- 【申請時間】 午前8時30分から午後5時まで（閉庁日は除く）
- 【申請場所】 市民生活部介護保険課介護保険推進係
各総合支所市民福祉課福祉係
- 【持参するもの】 要件を満たすと思われる人は申請前にご連絡ください。準備していただくものについて説明します。
- ※申請書用紙は申請場所に備えてあります。認定証の発行は申請書審査後、7月1日以降に郵送する予定です。
- 【問い合わせ】 市民生活部介護保険課介護保険推進係 ☎0220（58）2117

～登米市誕生一周年記念／地上デジタル放送涌谷中継局開局記念～

7月1日 NHKふれあいパーク さとう宗幸ふれあいコンサート



出演／さとう宗幸さん

NHK仙台放送局と市では、登米市誕生一周年と7月1日に地上デジタル放送涌谷中継局開局を記念して「NHKふれあいパークさとう宗幸ふれあいコンサート」を開催します。
 入場を希望する人はお申し込みください。
【日時】 7月1日（土）開場／午後2時 開演／午後2時30分
 終演／午後4時（予定）
【会場】 登米祝祭劇場（水の里ホール）大ホール
 登米市迫町佐沼字光ヶ丘30番地 ☎0220（22）0111
【主催】 NHK仙台放送局、登米市
【出演】 さとう宗幸
【入場申込】 入場無料。入場を希望する人は、事前に申し込みが必要です。郵便はがきに①郵便番号②住所③氏名④希望人数（2人以内）⑤電話番号を記入してお申し込みください。
 応募多数の場合は、抽選により座席指定券を送付いたします。
 ※座席位置については、主催者で事前に指定させていただき、その指定券をお送りいたします。ご了承ください。
【申込先】 〒980-8435（住所不要）
 NHK仙台放送局「さとう宗幸コンサート」係
【締切り】 6月14日（水）必着
 ※応募の際にいただいた情報は、抽選結果のご連絡に使用させていただきます。なおNHKでは、受信料のお願いに使用させていただくことがあります。ご了承ください。
【問い合わせ】 NHK仙台放送局 広報事業部
 ☎022（211）1016（平日／午前10時～午後6時）
 ホームページ <http://www.nhk.or.jp/sendai/>

介護保険サービス利用者の負担を軽減します

介護保険サービス利用に関する負担軽減制度

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

【1】社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生活介護・介護福祉施設サービス（特別養護老人ホームなどへの入所）利用者で、下表の条件をすべて満たしている人に対する利用者負担軽減制度です。
 なお、従来の住民税非課税世帯に属している人を対象とした「②現行の軽減制度」のほかに、平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止など）により、住民税非課税者から課税者となる人を対象に利用者負担の急激な増加を抑えるため、「①税制改正による激変緩和措置」が設けられました。

		①税制改正による激変緩和措置	②現行の軽減制度
対象者の要件	課税など	平成18年6月1日現在において、利用者負担第3段階（16年中の収入が80万を超え285万未満の人）に該当する人のうち、地方税法上の住民税に係る高齢者の非課税措置の廃止による経過措置対象者およびその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者	住民税非課税世帯
	※右記の要件をすべて満たす人	収入 年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下 預貯金 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下 資産 日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと 扶養 負担能力のある親族などに扶養されていないこと 滞納 介護保険料を滞納していないこと	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下 同左 同左 同左
軽減割合		1/8	1/4
軽減の対象となる費用		対象サービス費に係る利用者負担額と食費、居住費（滞在費）に係る利用者負担額	同左
経過措置期間		平成18年7月1日から平成20年6月30日	-

【2】介護保険負担限度額（補足給付）認定制度

被保険者の人で（1）住民税非課税世帯に属する場合、（2）特例減額措置基準を満たす場合、（3）補足給付の激変緩和措置基準を満たす場合には、施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設）などで入所・短期入所のサービスを利用する際の「食費および居住費（滞在費）」を軽減するものです。

- (2) 特例減額措置基準
 市町村住民税課税者のいる世帯（単身世帯は含まない）に属して
 ①世帯の年間収入（公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計額）から、施設の利用者負担（サービス費の1割＋食費全額＋居住費全額）を除いた残額が80万円以下であること。
 ②世帯の預貯金などが450万円以下であること。
 ③日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。
 ④介護保険料の滞納がないこと。